

長寿命化に資するマンション大規模修繕工事に伴う固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

徳島市長 殿

申請者

住所 _____

氏名又は
名称 _____

電話 _____

下記の家屋について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行いましたので、地方税法附則第15条の9の3第1項に規定する固定資産税の減額に必要な事項について、次のとおり、徳島市市税賦課徴収条例第55条第13項の規定に基づき申告します。

1 所有者(マンションの区分所有者等の納税義務者)

住所	
氏名又は名称 (個人又は 法人番号)	()

2 物件の表示

所在地	徳島市		
家屋番号		種類	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()		
階層	階建 (地下 階)	延床面積	m ²
建築年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	※居住専有部分を有する区分所有マンションで、総戸数が10戸以上あり、建築後20年以上が経過していること。	
登記年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
工事完了日	令和 年 月 日	※令和5年4月1日から減額措置終了までの間に工事が完了していること。また、今回申告する工事より前に、大規模修繕工事を1回以上行っていること。	
工事完了日から3カ月経過後に申告する場合は、その理由			

申告に必要な添付書類

【管理計画認定マンションの場合】

1. 管理計画の認定通知書又は変更認定通知書の写し
 2. 修繕積立金引上証明書の写し★
 3. 過去工事証明書の写し★
 4. 大規模の修繕等証明書の写し★
- (1~4の全てが必要)
※修繕積立金の額を引き上げた上で、固定資産税の賦課期日(1月1日)時点、かつ減額措置の申告(工事完了から3か月以内)時点で管理計画の認定を受けている必要あり。

【助言又は指導に係る管理者等の管理組合のマンションの場合】

1. 助言・指導内容実施等証明書の写し
 2. 過去工事証明書の写し★
 3. 大規模の修繕等証明書の写し★
- (1~3の全てが必要)

★の証明書については、マンション管理士、建築士(建築士事務所登録をしている事務所に属する建築士に限る)が発行したもの。

(減額割合)

1戸あたり100㎡を上限として、工事が完了した翌年度分の固定資産税額を3分の1減額する。(1年分)
住宅耐震改修減額、住宅バリアフリー改修減額、住宅省エネ改修減額との併用は不可。